

第2号様式(その2)(第7条関係)

整備基準適合表(公共交通機関の施設)

公共的施設 (公共交通機関の施設)の名称		公共的施設 (公共交通機関の施設) の所在地	
主要用途		構造・階数	造・地上階、 地下階
延べ面積	m ²		

整備部分・ 整備項目	整備基準	記載図面の名 称及び番号	整備内容	適合 状況	判定欄
1 移動円滑化経路					
(1) 公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路に移動円滑化経路を乗降場ごとに1以上設置			(講じた措置)	適否	
(2)(3) 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーター(構造上傾斜路又はエレベーターを設置することが困難な場合は、エスカレーター(構造上エスカレーターを設置することが困難な場合は、その他の車いす使用者が円滑に利用できる構造の昇降機)の設置。ただし、公共交通機関の施設に隣接し、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路(6)に定める構造のもの)又はエレベーター(7)に定める構造のもの)を利用することにより公共交通機関の施設の営業時間内に常時公共用通路と公共車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合又は管理上の理由により昇降機を設置することが困難な場合は、この限りでない。			(講じた措置)	適否	
(4) 移動円滑化経路と公共用通路の出入口	イ 有効幅員90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上)		(有効幅員)	適否	
	ロ 戸を設ける場合の戸の構造				
	(イ) 有効幅員90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上)		(有効幅員)	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。			(段差処理)	適否
(5) 移動円滑化経路を構成する通路	イ 有効幅員140cm以上(構造上やむを得ない場合で、車いすが転回できる部分を通路の末端及び50m以内ごとに設ける場合は、120cm以上)		(有効幅員)	適否	
	ロ 戸を設ける場合の戸の構造				
	(イ) 有効幅員90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上)		(有効幅員)	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	

	ハ 車いす使用者に支障なる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。	(段差処理)	適 否	
(6) 移動円滑化経路を構成する傾斜路	イ 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は、90 cm以上)	(有効幅員) cm	適 否	
	ロ こう配 1/12(高さ 16 cm以下の場合は、1/8)を超えない構造	(こう配)	適 否	
	ハ高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適 否	
(7) 移動円滑化経路を構成するエレベーター	イ かごの幅 140 cm以上、奥行き 135 cm以上。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)は、この限りでない。	(幅有効寸法) cm (奥行き有効寸法) cm	適 否	
	ロ かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	(講じた措置)	適 否	
	ハ かご内に到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	(講じた措置)	適 否	
	ニ かご及び昇降路の出入口の有効幅員 80 cm以上	(有効寸法) cm	適 否	
	ホ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	(高さ) cm	適 否	
	ヘ かご内及び乗降ロビーの制御装置(ホを除く。)は、視覚障害者の円滑な操作が可能な構造(点字表示等)	(表示方法)	適 否	
	ト かご及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能を有する構造	(講じた措置)	適 否	
	チ 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法は、それぞれ 150 cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	適 否	
	リ かご内の側面に手すりの設置	(講じた措置)	適 否	
	ヌ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。	(形状) (下端の高さ) cm	適 否	
	ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれており、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造	(講じた措置)	適 否	
	ヲ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が 2 のみである場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	

(8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーター	イ 上り専用・下り専用のものをそれぞれ設置。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造	(講じた措置)	適 否	
	ニ 踏み段相互の境界を明度差等により容易に識別できる構造	(講じた措置)	適 否	
	ホ くし板と踏み段との境界を明度差等により容易に識別できる構造	(講じた措置)	適 否	
	ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等にエスカレーターへの進入の可否を表示。ただし、上り又は下り専用エスカレーターでない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	ト 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適 否	
	チ 踏み段の面は、車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができ、かつ、車止めのある構造	(講じた措置)	適 否	
2 通 路	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	ロ 段を設ける場合は、段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しがなくつまずきにくい構造	(講じた措置)	適 否	
3 傾 斜 路	イ 両側に高さ 80 cm程度の手すりの設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	ハ 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適 否	
4 階 段	イ 両側に高さ 80 cm程度の手すりの設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	ロ 手すりの端部付近に階段の通ずる場所を示す点字の設置	(講じた措置)	適 否	
	ハ 回り段の禁止。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	ニ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適 否	
	ホ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適 否	
	ヘ 段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しがなくつまずきにくい構造	(講じた措置)	適 否	

5 視覚障害者誘導用ブロック等	(1) 公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等に視覚障害者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置等の設置。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合で、設備間の誘導が適切に実施される通路等の部分、旅客船ターミナルの乗降用設備その他波浪の影響で旅客が転倒するおそれのある場所は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	(2) (1)に規定する通路からエレベーターの乗降ロビーに設ける制御装置、6の(4)に規定する点字案内板等、便所の出入口、乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等に視覚障害者誘導用ブロック等の敷設。ただし、(1)のただし書に規定する場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	(3) 階段、斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に点状ブロック等の敷設	(講じた措置)	適 否	
6 案内設備	(1) 公共車両等の運行の情報を文字等で表示する設備及び音声で提供する設備の設置。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由等によりやむを得ない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	(2) エレベーター等の昇降機、便所又は乗車券等販売所付近に当該施設があることを表示する標識の設置	(講じた措置)	適 否	
	(3) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口付近に(2)に規定する設備の配置を表示した案内板等の設置。ただし、設備の配置が容易に視認できる場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適 否	
	(4) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口付近に公共交通機関の施設の構造及び(2)に規定する設備の配置を表示した点字案内板等の設置	(講じた措置)	適 否	
7 便 所				
イ 便所の出入口付近に男女用の区別(当該区別がある場合に限る。)及び構造を表示した点字案内板等の設置		(講じた措置)	適 否	
ロ-1 多機能便房	便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所(多機能便房)を1以上(男女用の区別がある場合は、それぞれ1以上)設置	(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適 否	

	<p>(イ) 車いす使用者が利用できる十分な空間の確保並びに設備機器類が適切な位置及び高さ に配置 (設置設備) 腰掛け便座 手すり 洗 浄装置 鏡 洗面器 操作 容易な水栓 器具 非常通報装 置 施錠装置 ペーパーホ ルダー</p>	(間口) cm × (奥行き) cm	適 否	
		(設置設備)		
	(ロ) 出入口の有効幅員 80 cm以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の禁止	(有効幅員) cm (段差処理)	適 否	
	(ハ) 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適 否	
	(ニ) 出入口付近に多機能便房が設置されている旨の表示	(表示方法)	適 否	
ロ-2 一般便所	便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上設置。ただし、当該便所内に(ロ-1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。	(設置数) 男子用 女子用	適 否	
ロ-3 男子用小便器	男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付き床置き小便器その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適 否	
ロ-4 便所内の洗面器の構造	(イ) カウンター埋め込み式又は手すりを設置。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。	(構造)	適 否	
	(ロ) 多機能便房内の洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造	(高さ) cm (下部空間の寸法)	適 否	
	(ハ) レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適 否	
ハ 便所内の乳幼児いす等及び乳幼児ベッド等(一日の平均乗降客が、5,000人以上の施設)	便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別がある場合は、それぞれ1以上)設置	(設置数)	適 否	
	(イ) 乳幼児いす等のある便房を1以上設置	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適 否	
	(ロ) 乳幼児ベッド等を1以上設置。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適 否	
	(ハ) 出入口付近に乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等が設置されている旨の表示	(表示方法)	適 否	

<p>二 必要に応じて、オストメイトのための洗浄装置等のある便房を1以上(男女用の区別がある場合は、それぞれ1以上)設置</p> <p>(設置設備)</p> <p>(イ)汚物流し(汚物流しを設置するための十分なスペースがとれない場合は、簡易洗浄装置) (ロ)温水シャワー付き水栓器具 (ハ)手荷物棚 (ニ)衣服を掛けるためのフック(ホ)大きめの汚物入れ (ヘ)姿見用鏡 (ト)ペーパーホルダー (チ)石けん水入れ (リ)チェンジングボード(着替えをするための台) (ヌ)出入口付近にオストメイト設備が設置されている旨の表示</p>			(設置数) 男子用 女子用 多機能 (設置設備)		
<p>8 乗車券等販売所、待合所及び案内所</p>	<p>乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合は、それぞれ1以上は、次に定める構造</p> <p>イ 移動円滑化経路と当該設備との間の1以上の通路は、次に定める構造</p> <p>(イ) 有効幅員 140 cm以上 (構造上やむを得ない場合で、車いすが転回できる部分を通路の末端及び 50m 以内ごとに設ける場合は、120 cm以上)</p> <p>(ロ) 戸を設ける場合の戸の構造</p> <p>有効幅員 90 cm以上(構造上やむを得ない場合は、80 cm以上)</p> <p>自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造</p> <p>(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 出入口を設ける場合は、それぞれ1以上は、次に定める構造</p> <p>(イ) 有効幅員 80 cm以上</p> <p>(ロ) 戸を設ける場合の戸の構造</p> <p>a 有効幅員 80 cm以上</p> <p>b 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造</p> <p>(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止。ただし、構造上やむを得ず段を設ける場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ハ カウンターを設ける場合は、1以上を車いす使用者の円滑な利用に適した構造。ただし、常時勤務する者が容易にカウンター前に出て対応できる場合は、この限りでない。</p>		<p>(設置数) 適 否</p> <p>(有効幅員) cm 適 否</p> <p>(有効幅員) cm 適 否</p> <p>(開閉方法) 適 否</p> <p>(段差処理) 適 否</p> <p>(有効幅員) cm 適 否</p> <p>(有効幅員) cm 適 否</p> <p>(開閉方法) 適 否</p> <p>(段差処理) 適 否</p> <p>(高さ) cm (下部空間の寸法) 適 否</p>		

9	券売機	券売機を設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造。ただし、販売を行う者が常時対応し、車いす使用者の円滑な利用に適した構造の窓口が設置されている場合は、この限りでない。	(高さ) cm (下部空間の寸法)	適否	
10	休憩施設	障害者、高齢者等の休憩の用に供する施設を1以上設置。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
11	改札口	移動円滑化経路上に改札口を設ける場合は、1以上の改札口の有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
12 乗降場					
(1)	鉄道駅のプラットフォーム	イ プラットホームの縁端と旅客車の乗降口床面の縁端との間隔は、できる限り小さくすること。(やむを得ず間隔が大きい場合は、警告のための設備を設置)	(講じた措置)	適否	
		ロ プラットホームと旅客車の乗降口床面とは、できる限り平らとすること。	(講じた措置)	適否	
		ハ プラットホームの縁端と旅客車の乗降口床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、乗降を円滑にするための設備を1以上設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
		ニ 排水のための横断こう配は、1パーセントを標準とすること。ただし、ホームドア、可動式ホームさくを設置した場合等は、この限りでない。	(横断こう配) %	適否	
		ホ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
		ヘ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等視覚障害者の転落防止設備の設置	(講じた措置)	適否	
		ト プラットホームの線路側以外の端部に転落防止さくの設置。ただし、階段を設けた場合等旅客の転落のおそれがない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
		チ 列車の接近を文字等及び音声により警告する設備の設置。ただし、ホームドア、可動式ホームさくを設置した場合等は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
		リ 列車に車いす使用者が利用する部分を設ける場合は、当該部分に通ずる乗降口の位置をプラットフォーム上に表示。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	

(2) バスターミナルの乗降場	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	ロ 乗降場の縁端のうち、自動車用場所に接する部分にさく、点状ブロック等視覚障害者の進入を防止する設備の設置		(講じた措置)	適 否	
	ハ 車いす使用者が円滑に乗降できる構造		(講じた措置)	適 否	
(3) 旅客船ターミナルの乗降用設備	イ 有効幅員 90 cm以上		(有効幅員) cm	適 否	
	ロ 高さ 80 cm程度の手すりの設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。		(講じた措置)	適 否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適 否	
	ニ 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所に転落を防止するためのさく、点状ブロック等の設備の設置		(講じた措置)	適 否	